

期間延長請求書（記載見本）

本手続は、出願人が在外者・国内居住者の別を問わず、拒絶の通報、拒絶理由通知又は協議指令書に対して1回提出することができます。

指定期間内の場合は「期間延長請求書」を提出することによって、指定期間の満了日から2月の延長が可能です。手数料は2,100円です。

指定期間を経過している場合は、経過後2か月以内に「期間延長請求書（期間徒過）」を提出することで、指定期間の満了日から2か月の延長が可能です。手数料は応答する対象書面（拒絶の通報、拒絶理由通知、協議指令書）の内容によって異なり、内容が拒絶理由の場合は7,200円、協議指令の場合は4,200円が必要となります。

特許 印紙 (2,100円)	「期間延長請求書（期間徒過）」の場合の手数料は、 拒絶理由：7,200円 協議指令：4,200円
【書類名】 期間延長請求書 【提出日】 令和××年10月 1日 【あて先】 特許庁長官 殿 (特許庁審査官 殿)	期間徒過後の提出の場合、【書類名】は 「期間延長請求書（期間徒過）」
【事件の表示】 【出願番号】 意願20××-5×××××	
【請求人】 【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュドゥセキトン 2 【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland 【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション 【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation	
【代理人】 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3 【弁理士】 【氏名又は名称】 国際 太郎 【発送番号】 ○○○○○)	
【請求の内容】 指定期間の2か月の延長を求める。 【手数料の表示】	

- (注1)本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2)【請求人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】
【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3)【請求人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注4)【発送番号】欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載することができます。
- (注5)書面による提出(窓口への持参又は郵送)の場合は、以下のとおり記載してください。
特許印紙を貼るときは、その下にその額を括弧内に記載してください。

現金納付制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、「納付済証(特許庁提出用)」に記載された納付書番号を記載します。また、手続書面に「納付済証(特許庁提出用)」を添付して提出してください。

【手数料の表示】

【納付書番号】 99123456788

電子現金納付制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、納付番号を記載します。

【手数料の表示】

【納付番号】 1234-5678-9012-3456

特許庁窓口におけるクレジットカード納付制度により手数料を納付するときは、【手数料の表示】欄を設け、【指定立替納付】及び【納付金額】の項目を設け、【納付金額】欄には手数料の金額を記載します。

【手数料の表示】

【指定立替納付】

【納付金額】 2100

また、【請求人】もしくは【代理人】欄に【識別番号】を記載ください。

- (注6)電子特殊申請による提出の場合は、インターネット出願ソフトにより作成する「送付票」に納付方法、納付金額等必要事項を記載するとともに、申請書類において以下のとおり記載してください。

予納制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、【予納台帳番号】欄には予納台帳番号を、【納付金額】欄には手数料の金額を記載します。

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 2100

電子現金納付制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、納付番号を記載します。

【手数料の表示】

【納付番号】 1234-5678-9012-3456

口座振替制度により手数料を納付するときは、【手数料の表示】欄を設け、【振替番号】及び【納付金額】の項目を設け、【振替番号】には振替番号を、【納付金額】には手数料の表示を記載します。

【手数料の表示】

【振替番号】 12345678

【納付金額】 2100

指定立替納付制度により手数料を納付するときは、【手数料の表示】欄を設け、【指定立替納付】及び【納付金額】の項目を設け、【納付金額】欄には手数料の金額を記載します。

【手数料の表示】

【指定立替納付】

【納付金額】 2100